

「地域包括ケアシステム」とは

「地域包括ケアシステム」とは、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供されるような地域の体制のことです。そして、「地域包括ケアシステム」を実現するためには、次の5つの視点での取り組みを進める必要があります。

「地域包括ケアシステム」を実現するための5つの取り組み

- ①医療との連携強化
- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備



「第5期介護保険事業計画」の主な取り組み

そこで市では、今年度からスタートする「第5期介護保険事業計画」において、主に次のような取り組みを進めます。

- **地域包括ケアシステムの実現に向けた基盤整備**…日常生活圏域を15圏域に設定し、「地域包括支援センター」を3か所増設して15か所に
- **認知症高齢者の生活支援**…「認知症高齢者グループホーム」を3か所増設して21か所に
- **ひとり暮らし高齢者や医療ニーズの高い要介護者への支援の充実**…医療と介護の連携の強化のために新たに創設された、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を5か所、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の「複合型サービス」を2か所新設
- **介護サービスの充実強化**…「特別養護老人ホーム」を300床、「介護老人保健施設」を100床増床、「小規模多機能型居宅介護」を3か所増設

その他にも、訪問リハビリテーションやショートステイの充実、権利擁護の推進などに取り組むほか、「高齢者計画」においてもさまざまな取り組みを進めていきます。

「地域包括ケアシステム」の実現に向けて

高齢化の進行を背景に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加、高齢者虐待の深刻化などが社会的な課題となつていきます。市では、それらの社会的課題を解決するため、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた、さまざまな取り組みを進めていきます。この特集号では、「地域包括ケアシステム」の概要や「第5期介護保険事業計画」における具体的な取り組み、介護保険料の改定、介護保険制度の主な改正点についてお知らせします。

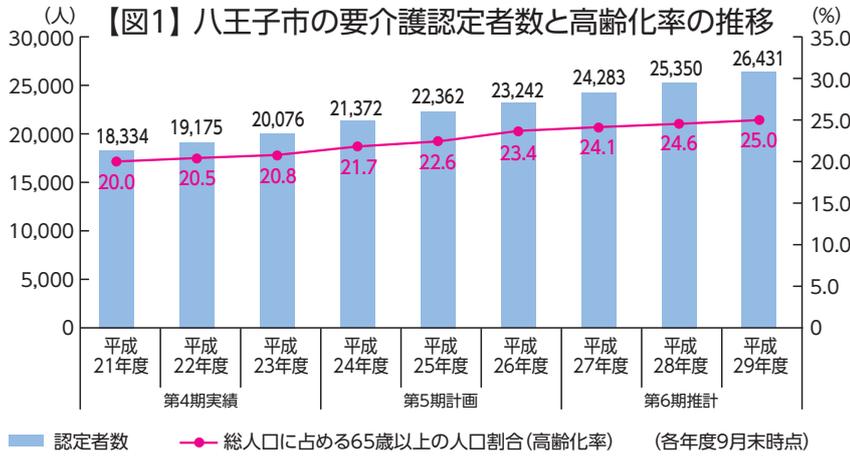
八王子市高齢者計画・第5期介護保険事業計画を策定しました

市では平成24年度から26年度までの高齢者施策や介護保険事業の運営方針を定めた「八王子市高齢者計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。この計画は市役所1階高齢者支援課、市政資料室、各地域包括支援センター、市の4つの図書館と北野分室、市のホームページでご覧になれます。問い合わせは高齢者支援課(☎620・7294、FAX624・7720)へ。

65歳以上の方の介護保険料を改定します

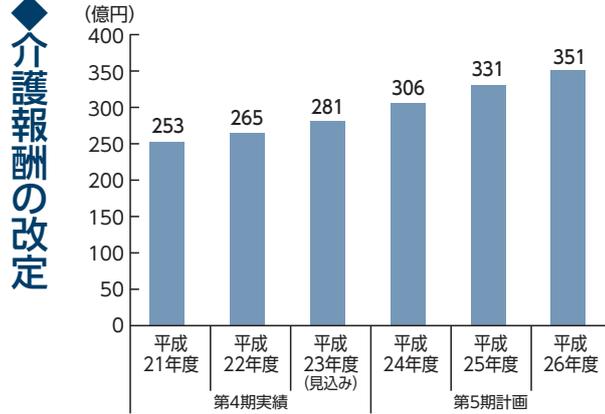
◆介護を必要とする方が増えています

本市の高齢者人口は、団塊世代の高齢期突入により急速に増加していることが見込まれます。高齢化率は現在の20.8%から、平成26年度には23.4%に上昇し、さらに平成29年度には市民の四分の一が高齢者となると推計



されます。また、要介護認定者数についても、毎年増加が見込まれ(図1)、これに伴い、介護サービスを提供する経費(保険給付費)も増加していきます(図2)。

【図2】八王子市の保険給付費の推移



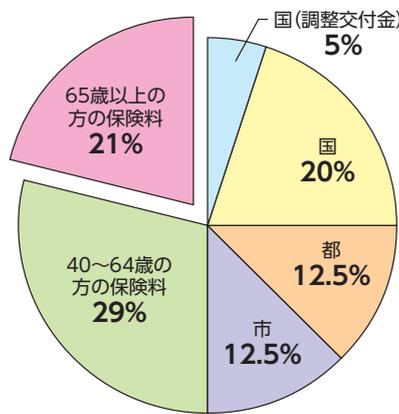
◆介護報酬の改定

物価の下落傾向、介護事業者の経営状況を踏まえつつ、地域包括ケアシステムを支える介護人材を確保するため、平成23年度までに比べて+1.2%の増改定が行われました。また、人件費の地域差を適切に反映するための介護報酬の地域区分や上乘せ割合の見直しが行われ、本市においては、平成23年度までの10%の上乗せから、12%の上乗せとなっています。

◆介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、半分は被保険者の方々の支払う保険料で、残りの半分は国・都・市の公費でまかっています。平成24年度から26年度までの3年間に必要となる費用は約988億円と推計されます。このうちの21%が65歳以上の方の保険料負担となります(図3)。

【図3】介護保険の財源構成



◆第5期保険料について

以上により、第5期保険料は増改定となります。市民の皆様にはご負担をおかけしますが、介護を必要とする方に安定した保険給付を提供するためご理解をお願いします。

なお、65歳以上の方の保険料は、(図4)の計算式で算定します。

【図4】基準額計算式

基準額計算式

$$(\text{給付費総額}) \times 21\% + \text{※1 調整交付金不足額} - \text{※2 基金取崩額}$$

八王子市の65歳以上の人数

基準額

※1 調整交付金不足額

国の負担割合25%のうち5%(全国平均)は区市町村の財政格差を補正する調整交付金として支出されます。調整交付金は要介護・要支援となるリスクが高まる後期高齢者の割合や所得段階別人数により算定され、都市部では全国水準よりも後期高齢者割合が低い場合や所得段階が高い場合が多いため、調整交付金の割合が5%を下回る傾向にあります。八王子市でも調整交付金の割合が5%を下回っており、不足分は65歳以上の方の保険料に加算されることとなります。

※2 基金取崩額

介護保険を安定的に運営するため、都道府県、区市町村にそれぞれ基金が設けられています。平成24年度からの3年間は、市の基金取り崩しと都の基金の特別取り崩しによる計4億6千万円を保険料の軽減にあてています。

介護保険料の所得段階設定について

◆保険料は14段階に

算定された基準額(八王子市の基準額は年額58,800円)をもとに、一人ひとりの収入の差を考慮して所得段階別に保険料を決定しています。平成24年度から26年度については、所得段階の区分を14段階に増やすことで、よりきめ細かく保険料を決定するとともに、所得が低い方の負担に配慮しています(図5)。

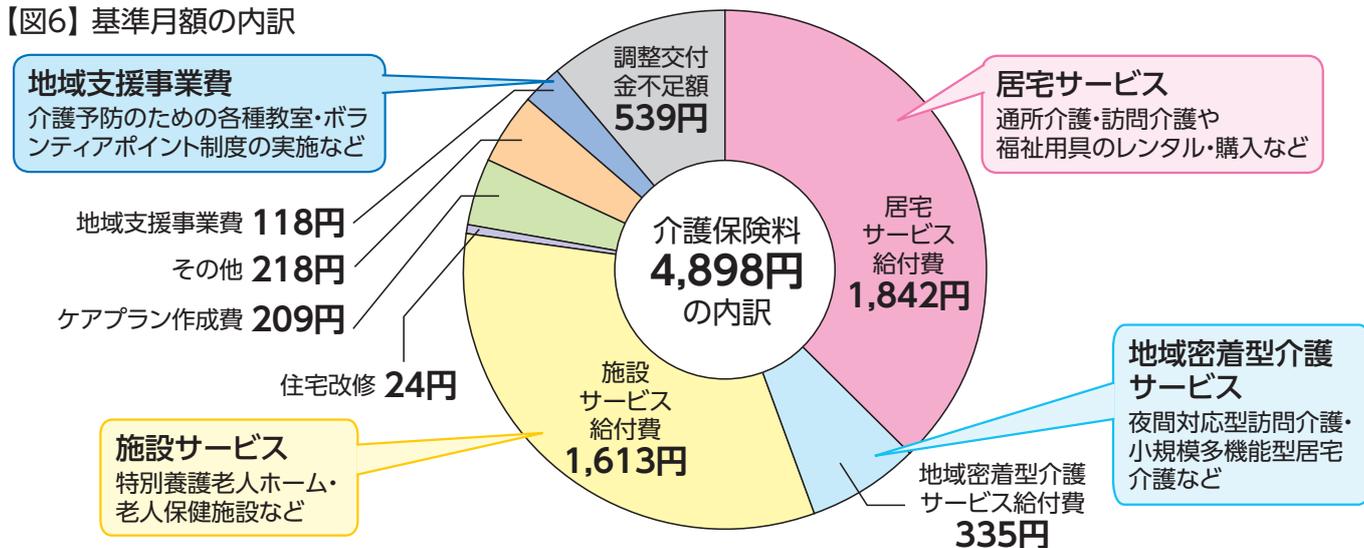
【図5】 65歳以上の方の介護保険料

旧保険料 (平成23年度まで)		新保険料(平成24～26年度)			
所得段階	保険料 年額(円)	所得段階	対象になる方	算定方法	保険料 年額(円)
第1段階	22,600	第1段階	・生活保護受給の方 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.45	26,500
第2段階	22,600	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.45	26,500
第3段階	32,700	特例 第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超、 120万円以下の方	基準額×0.60	35,300
特例 第4段階	45,300	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 第2段階、特例第3段階に該当しない方	基準額×0.65	38,200
第4段階 (基準額)	50,300	特例 第4段階	世帯に市民税課税の方がいて、 課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.90	52,900
第5段階	55,300	第4段階	世帯に市民税課税の方がいて、 特例第4段階に該当しない方	基準額	58,800
第6段階	60,300	第5段階	合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	64,700
第7段階	70,400	第6段階	合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	73,500
第8段階	80,500	第7段階	合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	基準額×1.40	82,300
第9段階	90,500	第8段階	合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	基準額×1.55	91,100
第10段階	100,600	第9段階	合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	99,900
第11段階	115,700	第10段階	合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.85	108,700
		第11段階	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.10	123,400
		第12段階	合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.35	138,100

◆65歳以上の方が納める保険料の使い道

基準額を月額換算すると4,898円になります。この基準月額を例にとると、保険料は、図6のとおり使われています。

【図6】 基準月額の内訳

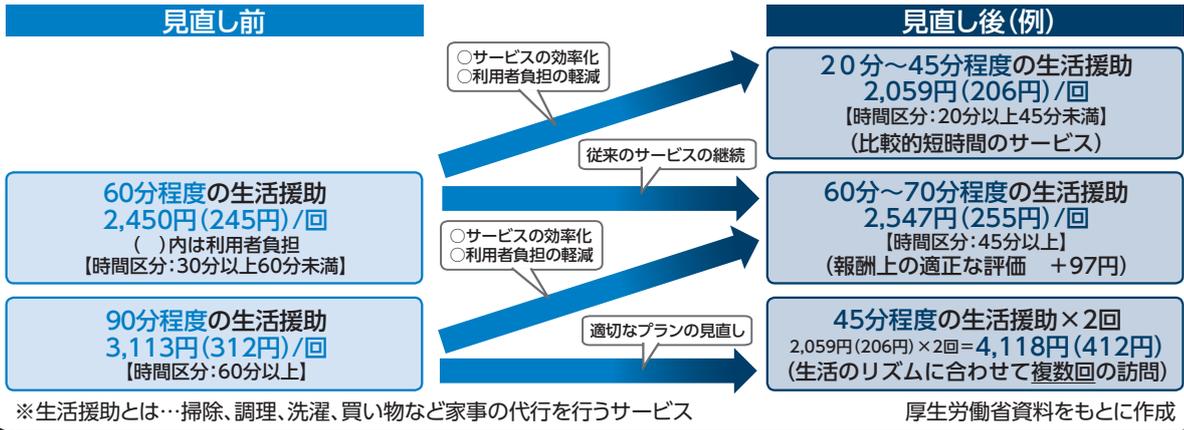


◆詳しい通知書は7月上旬に

65歳以上の方の平成24年度の保険料に関する通知書は7月上旬に個別にお送りします。決定した保険料額や納め方などの詳細は、こちらの通知書で確認してください。

問い合わせは介護保険課(☎620・7415、FAX620・7418)へ。

訪問介護(※生活援助)の時間区分の見直しのイメージ



◆訪問介護や通所介護の時間区分の見直し

サービスの提供実態を踏まえ、また、限られた介護人材の効果的活用や利用者負担の軽減などを図るため、訪問介護や通所介護の介護報酬算定上の時間区分が見直されました。

なお、この見直しは、ニーズに反して見直し後の時間に合わせなくてはならないものではありません。自分にとって、より適切なサービス利用をケアマネジャーと相談し、これを機会にサービスの利用時間を見直すことも、従来の利用時間を継続することも可能です。

◆ユニット型個室の第3段階居住費等負担限度額の引下げ

介護保険施設の個室ユニット化の更なる推進策として、※第3段階に該当する方がユニット型個室を利用する際の居住費(滞在費)の負担限度額が1日あたり、千640円から千310円に引き下げられ、さらに利用者負担が軽減されました。

※第3段階：世帯全員が市民税非課税で生活保護や老齢福祉年金を受給されていない、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円より大きい方。

◆福祉用具・住宅改修の種目の追加や適用範囲の拡大

福祉用具では、「介助用ベルト(入浴介助用以外のもの)と自動排泄処理装置」が新たに貸与の対象に加わり、腰掛便座の「便座の底上げ部材」と「自動排泄処理装置の交換可能部品」が購入の補助対象に加まりました。

住宅改修では、「通路等の傾斜の解消」、「転落防止柵の設置」が新たに介護保険の段差解消工事の対象に加わりました。

◆福祉用具を利用する際の計画作成が義務化

福祉用具を扱う福祉用具専門相談員と利用者をよく知るケアマネジャーとの連携を強化し、より利用者の状態に応じた福祉用具を選定するため、福祉用具を借りる際に計画の作成が義務付けられました。

この見直しにより、福祉用具専門相談員が作成した「福祉用具貸与計画」に沿って福祉用具を借りることに なります。なお、福祉用具を購入する 場合も同様です。問い合わせは介護保 険課(☎620・7416、FAX620・7418)へ。

新しい介護保険のパンフレットを発行し、説明会を開催

介護保険のしくみや利用可能なサービスなどを知っていただくため、介護保険制度のパンフレットを発行しました。市役所1階高齢者支援課、介護保険課、各事務所、地域包括支援センターで配布していますので、ぜひ、ご活用ください。

また、ご家族の介護や将来への備えなどに役立てていただくため、説明会を開催します。時間は各日とも、午後2時から4時まで。費用は無料、事前の申し込みも不要です。直接会場へお越しください。

期日	会場	期日	会場
4月21日(土)	横山南市民センター	5月20日(日)	浅川市民センター
4月22日(日)	石川市民センター	5月20日(日)	中野市民センター
5月12日(土)	大和田市民センター	5月26日(土)	元八王子市民センター
5月13日(日)	川口市民センター	5月26日(土)	南大沢市民センター
5月19日(土)	由木東市民センター	5月27日(日)	長房市民センター
5月19日(土)	台町市民センター	5月27日(日)	北野市民センター

お問い合わせ

介護保険課 ☎620・7442、FAX620・7418へ